

高齢者虐待防止法って知っていますか？

～POINT～

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」は、2006年4月1日から施行されています。高齢者のみならず、**現に介護をしている介護者（養護者・養介護施設従事者等）のSOSを早めにキャッチして、高齢者虐待等を防止するための法律**です。

高齢者虐待は、**本人・家族等の意志や自覚は問いません**。客観的な状態を行政が判断します。



【在宅にて介護をしている家族等における虐待の例】

身体的虐待

例) つねる、蹴る、たたく、家に閉じ込める
★本人の身体に接触しなくても危険な行為があれば身体的虐待と判断できます。

心理的虐待

例) 怒鳴る、無視、嫌がらせなど

性的虐待

例) 懲罰的に下半身を裸にして放置、性的な行為の強要



経済的虐待

例) 日常的に金銭を渡さない、使わせない、高齢者の合意なしに金銭を使用する

放棄・放任

(ネグレクト)

例) 着替えがされてない、必要な介護・医療サービスを受けさせない、又は制限する

上記のような様子があったら、**下記まで情報提供をお願いします。**

永山地域包括支援センター

☎ 40-2323 📠 40-2340

裏面へ⇒

【養介護施設従事者等とは？】

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

【養介護施設従事者等による虐待の例】

身体的虐待

例) 暴力的な行為、介護しやすいように職員の都合でベッド等へおさえつける、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束

心理的虐待

例) 侮辱的な言や態度、無視、職員の都合を優先し本人の意思や状態を無視する



性的虐待

例) 性的な話の強要、人前で排泄をさせたりおむつ交換をする、下着のままで放置する

経済的虐待

例) 事業所に金銭を寄付・贈与するように強要する、本人のお金を無断流用する、日常的に使用するお金を不当に制限する

放棄・放任

(ネグレクト)

例) 健康状態に悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る、医療が必要な状況だが受診させない、救急対応をおこなわない

虐待の判断は行政が行います。判断はせずに、ちょっと気になるな? と思った方は、悩まず
永山地域包括支援センター (TEL 40-2323)
 または**介護119 (旭川市役所内 (TEL 25-9119))**に
 連絡・相談してください。

★相談者等の情報はもらしません。



参照: 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き